小作爭議調查表

No. 151

（月報番號第一八六號）

（昭和十年九月分）

場所　三井郡北野町大字今山

關係人員　地主　隈本平次　小作人　深町久藏外一名

地主關係團体　ナシ

小作人關係團体　全農福岡縣聯合會

關係地種類面積　田二反三畝歩

發生　昭和十年九月五日

終熄　昭和〃年〃月二十八日

要求事項　土地返還要求

原因　小作人深町久藏は義兄の高金平傳の為一家同郡大城に轉居し義弟深町繁藏に該田を無斷轉貸したる為地主は轉居を好機に土地を引上げ他に小作せしむべく久留米裁判所に土地引上訴訟を提起したるに因る。

經過　小作人側は北野分會の應援を得て九月五日調停を申請す。九月二十八日久留米裁判所にて調停委員會を開催したる結果左記の通り解決す。

結果

調停條項

一、十倉第三藪野[?]タブノキ七〇六番地田三反九畝四歩を一ヶ年小作料十一俵三斗にて引續き小作せしむ、

二、小作人は昭和十年度以降の小作料を毎年十二月三十一日迄に地主住所に持参すること、但し已むを得ざる事由により納期日迄に納入能はざるときは遅滞なく其の旨相手方に通知し納入する事、但し小作料全納の場合は右納期日に於ける十倉[?]市場米同業組合の當時価格により換算すること。

三、天災其他不可抗力により作物に減収を来し小作人より減額要求を為さんとする時は少くとも刈取十日前迄に適當なる時期に於て地主方に通告し双方立会檢見の上適當なる小作料を協定すること、但し協定不調の時は遅滞なく其の旨福岡縣小作官に上申し同小作官又は其の指定する者の裁定を受くべし、此の裁定に對しては双方異議なく従ふこと。小作人に於て正當の事由なく本條手續を為さずして稲を刈取りたる時は減額要求権を抛棄したるものと看做し又地主方に於て正當の理由なくして檢見の要求に應ぜざるときは減額要求を認容したるものと看做し相互に異議を述べざること。

四、小作人は同居家族の以外地主の承諾なくして本件土地を第三者に轉貸せざること。

五、小作人は地主の承諾なくして本件土地に於て果樹を栽植し又は溜池其の他の工作を為さざること。

六、小作人に於て正當の理由なく本調停條項に違背したる時は地主は何時にても小作人に對し土地返還の要求を為すことを得べく此の場合小作人は右要求に應じ即時無條件にて返還すること。但し小作料滯納を理由として土地の返還を求むる場合は地主は納期日後一應納米方を催告し其の后十日を經過するも尚且納入なきときに限り直に強制執行を為すことを得。

七、地主に於て必要ある時は何時にても小作人に對し返還の要求を為すことを得べく小作人は右要求に應じ即時無條件にて返還すること。但し此の場合地主は小作人に對し相當の離作料を交付すること、右離耕料の額に付双方協定不調の時は本調停委員會に其の裁定を求め此の裁定に對しては双方之に従ふこと

八、地主は地主より小作人に對する本件土地明渡請求訴訟事件は速かに之を取下ぐること

右訴訟事件並に本調停申立に關し要したる費用は各自負担のこと

（欄外）に要する返還とし翌年一月二十日迄に[?]

備考

財團法人協調會福岡出張所